## 佐賀県告示第三百五十号

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十 機関を指定した。 四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定に より同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、 による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により同法 次の医療

平成二十二年十月五日

佐賀県知事

古

Ш

康

新武雄病院	大和漢方水堂薬局	ックみねこ皮ふ科クリニ	唐津市松島診療所	クこがまきこクリニッ	きたじま整形外科	峰松歯科医院	名称
一〇八三番地武雄市武雄町大字富岡一	〇四二番地六佐賀市大和町大字尼寺三	一五四番地三神埼郡吉野ヶ里町吉田二	七番地一	二鳥栖市大正町七五一番地	二七番地一伊万里市二里町大里乙一	四番地四鹿島市大字納富分三一八	所在地
平成二・二・一	平成二・二・一	平成二・三・一	平 成二 · 一 ·	平成二・四・一	平成二・四・一	平成二・四・一	指定年月日

平成二一・四・一	佐賀市下田町二番二〇号	溝上薬局下田町店
平成二一・四・一	六号	かみぞのクリニック
平成二一・四・一		かみぞの薬局
平成二一・四・一	栖一階五三七番地一フレスポ鳥鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖	とおやま歯科医院
平成二一・四・一		鎗田薬局
平成二一・四・一	一七一番地三小城市三日月町長神田二	はやしだ耳鼻咽喉科
平成二一・四・一	三七七番地鳥栖市曽根崎町字城下二	歯科医院医療法人皓徳会中川
指定年月日	所在地	名称